



®

令和7年 7月10日(木)
(2025年)

No. 16421 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆物を生産する方法の発明について(上) … (1)

☆オンライン知的財産セミナー(機械・電気・
情報・材料分野における進捗性) …… (11)

物を生産する方法の発明について(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士・弁理士 高野 芳徳

第1 はじめに

本稿では、「物を生産する方法の発明」についての
検討を行う。

最初に、「物を生産する方法の発明」の考え方を整
理する。次に、「物を生産する方法の発明」に関する
仮想事例(仮想発明)を例にして、(1)物を生産す
る方法の発明に係る特許権の侵害を回避したいと考
える立場(例えば、被疑侵害者/ライセンサー等の

立場)、あるいは、(2)物を生産する方法の発明に
係る特許権を活用したいと考える立場(例えば、発
明者/出願人/特許権者の立場)から、生産する方
法の発明に係る特許権の効力に関する検討をいくつ
か行いたいと思う。

第2 「物を生産する方法の発明」の考え方

まず、本稿の対象である「物を生産する方法の発



知的財産の戦略強化を図ります®

弁理士法人

岡田国際特許事務所 SINCE 1960

所長弁理士 服部 光 芳

パートナー補弁理士 矢代 加奈子

弁理士 太田 直 矢

弁理士 西脇 眞紀子

弁理士 石原 秀 樹

オブ・カウンセル 米国特許弁護士 フランク ファム

副所長弁理士 佐久間 卓 見

相談役弁理士 安藤 徹

弁理士 加藤 圭 一

弁理士 朝岡 朋 子

特別顧問弁理士 竹 中 弘

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239

URL <https://okada-patent.gr.jp>

